

福岡県

福祉のまちづくり条例・規則の改正について

福祉のまちづくり条例やハートビル法に関連する施設の不正改造問題を契機に、効果的・効率的に不正改造の防止を図る必要があるため、条例及び規則の見直しを行いました。

また、バリアフリー新法の施行に伴い、同法の基準が見直されたことなどを受け、本県のまちづくり条例の基準についても見直しを行いました。

【条例改正の概要】

改正項目	改正内容
適正な維持保全 (16条、20条～23条)	<ul style="list-style-type: none"> 整備基準適合施設の維持保全義務の明確化 立入調査後の指導、勧告、公表規定の整備
適合証の普及、周知 (24条)	<ul style="list-style-type: none"> 整備基準に適合するすべての特定まちづくり施設に適合証を交付(旧規定では請求に応じ交付) 適合証の掲示の努力義務化 適合証交付施設の公表
県民参加による福祉のまちづくりの推進 (5条、25条)	<ul style="list-style-type: none"> 県民からの通報に基づき、立入調査、指導等を実施 設計者、施行者等に対し、事業者への助言等を努力義務化

●平成19年2月28日公布 平成19年9月1日施行



～ハートに包まれた「らくおか」をみんなの手で～

お問い合わせは

福岡県建築都市部建築指導課企画係

電話 092(643)3720

FAX 092(643)3754

または、

土木事務所建築指導課、

北九州市、大牟田市、久留米市の

各建築指導課まで



【規則改正の概要(建築物に関連するもののうち主なもの)】

別表4(整備基準)

1 出入口	<ul style="list-style-type: none"> 基準の対象となる出入口の整理(1号、2号)
2 廊下その他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> 基準が適用される廊下等の整理 受付等の設置義務の明確化(4号)
3 階段	<ul style="list-style-type: none"> 適用除外規定の整理
4 昇降機	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者対応の適用除外(2号ホ、チ、ヌ) エレベーターのかごの基準の合理化(2号イ、ロ) エレベーターの設置を示す標識の設置義務(3号)
5 便所	<ul style="list-style-type: none"> オストメイト対応水洗器具の設置義務(1号)
6 駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者用駐車施設の設置義務の合理化(1号)
7 敷地内通路等	<ul style="list-style-type: none"> 公共用歩廊内の通路を追加 視覚障害者対応の敷地内通路の適用の合理化(4号) 傾斜路の基準の適用の合理化(5号)
8 車いす使用者用客室	<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者用客室の設置義務

●平成19年7月13日公布 平成19年9月1日施行

【改正条例の適用について】

基準(別表4～9)以外の適用(手続き等)

9月1日以降の計画届出・完了届出・適合証交付請求	新規則
8月31日までの計画届出・完了届出・適合証交付請求	旧規則 ただし、規則施行後に着工することが明らか な場合は、基準の審査(チェックリスト)に ついては新基準により提出してください。

基準(別表4～9)の適用

9月1日以降の着工		新基準
8月31日までの着工	8月31日までの完了検査	旧基準 ただし、新規則施行後、条例第16条第1項「適合している部分の適合維持義務」及び条例第16条第2項「適合していない部分の適合努力義務」については、新基準の適用を受ける。
	9月1日以降の竣工	旧基準 ただし、9月1日以降、あらためて新規則に基づき適合証の交付請求がなされた場合は、新基準によることができる。
	上記以外で適合証の交付を受けたい場合	10月30日又は竣工から60日目のいずれか遅い日までは新基準・旧基準のいずれでも可。 ※新基準を基本とするが、申し出があれば旧基準による対応を行う。

「福岡県福祉のまちづくり条例手引書(建築物編)」を福岡県のホームページで公開しています。
「分野別情報一覧」→「住まいと交通」→「住宅・土地・建物」と進んでいただくか、サイト内検索で検索してください。